


覚 書




日本庭園由志園株式会社、三光株式会社、国立大学法人島根大学、NTT ドコモビジネス株式会社(以下、個別に、または総称して「当事者」という)は、当事者間で行う協業に関して、次のとおり本覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、地域と観光を巻き込んだ持続可能なGXビジネスモデル(以下「本件想定ビジネス」という)に関し、当事者が協力して業務を行い、事業化を検討する(以下「本件協業」という)にあたり、その条件を定めることを目的とする。本件想定ビジネスの概要は、別紙1に記載のとおり。

(本件協業)




第2条 各当事者は、別紙1に記載の分担及びスケジュールに従って、本件協業を遂行する。
2 本第2条、別紙1の内容は、法的拘束力を持たない。


(費用負担)

第3条 各当事者は、本件協業のために自らに生じた費用は、自ら負担する。ただし、他の当事者から国立大学法人島根大学に対して、本件協業の課題解決の依頼をする場合は、当該業務内容および費用負担について、事前に書面により合意した場合に限り、当事者間で協議の上決定する。

(秘密保持)



第4条 各当事者は、本覚書に関連して他の当事者から開示された秘密情報を、開示当事者の書面による事前の承諾なく第三者に漏洩し、又は本覚書履行の目的以外に使用してはならない。本覚書において「秘密情報」とは、本覚書の存在及び内容に加え、本覚書を通じて知り得た開示当事者の営業上、技術上又はその他の業務上の秘密であって、①秘密である旨表示した書面等有形媒体により開示された情報、又は②口頭で開示され、(a)開示当事者が開示時点で秘密である旨を明確に示し、(b)開示後14日以内に開示者が「秘密」又はそれに類似した表示を示した文書によりその内容を詳記して受領当事者に交付し、その文書の内容・範囲について書面により受領当事者の確認を得た情報をいう。ただし、法令、情報公開制度、又は大学の業務上必要な範囲で開示する情報については、この限りではない。



3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 受領当事者への開示後に、いずれの受領当事者の責めにも帰すべからざる事由により、公知の事実となった情報
- (3) 受領当事者が、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく、正当に入手した情報
- (4) 受領当事者が、開示当事者から入手した秘密情報によらず独自に開発した情報

(5) 開示当事者が、秘密保持義務の対象から除外することを書面により同意した情報

- 4 第1項の規定にかかわらず、各当事者は、本覚書に基づく自ら業務の一部を再委託する場合、事前に他の当事者と協議の上、業務遂行のために必要な範囲で当該委託先に秘密情報を開示できる。この場合、再委託を行う当事者は、当該再委託先に対して、当該秘密情報が秘密である旨を明示し、当該再委託先に本覚書における自らの義務と同等の秘密保持義務を課す。
- 5 受領当事者は、法令又は裁判所もしくは官公庁の判決、決定、命令に基づき開示を要求された場合、必要最小限度の範囲で開示当事者の秘密情報を開示することができる。ただし、当該受領当事者は、かかる要求があった場合、法律上認められる範囲内で、開示に先立ち、可能な範囲でその旨を開示当事者に通知する。
- 6 第1項乃至第5項に定める義務に加え、各当事者は、他の当事者の事前の書面による同意なく、本件協業の存在を公表してはならない。ただし、法令、情報公開制度その他正当な理由に基づき開示する場合は、この限りではない。
- 7 本条に定める義務は、本覚書が終了した日から1年間、引き続き有効に存続する。本覚書が終了した場合、受領当事者は、開示当事者の指示に従い、秘密情報及びその複製物（電子データを含む）を返却又は廃棄するものとする。

(知的財産権等)

- 第5条 秘密情報の開示その他、本覚書の締結及び履行は、各当事者が保有する特許権、実用新案権、商標権、著作権その他の知的財産権に関する実施権または使用权の、他の当事者への許諾を認めるものではない。
- 2 本覚書の履行に関連して、いずれかの当事者が何らかの発明または考案(以下「発明等」という)をした場合は、当該当事者は発明等の内容について、遅滞なく他の当事者に通知するものとする。なお、当該発明等に関する出願を含め、その取扱いについては、当事者間で協議の上決定する。

(不可抗力)

- 第6条 地震、津波、台風、落雷その他の天災地変、パンデミック、エピソード、交通機関の障害、戦争、暴動、内乱、労働争議、法令、規則の改正、政府の行為等、当該当事者の合理的な管理を超える事由(以下「不可抗力」という)により、本契約に基づくいずれかの当事者の義務の全部または一部の不履行または遅滞が生じた場合、当該当事者は他方当事者に対して、当該不履行または遅滞についての責任を負わない。
- 2 本覚書の履行にあたり、いずれかの当事者が不可抗力により過大な損害を被った場合は、当事者間でその負担について協議の上、解決を図る。

(非拘束)

- 第7条 本覚書のいかなる規定も、各当事者が第4条(秘密保持)を遵守する限り、本覚書の有効期間中及びその終了後、単独または第三者と共同で、本件協業または本件想定ビジネスと競合する、またはその可能性のある活動することを禁じるものではない。
- 2 本覚書のいかなる規定も、各当事者に他の当事者との、本件想定ビジネスに関する契約締結

または事業化を義務づけるものではない。

(賠償責任)

第8条 いずれかの当事者が、本覚書に関連して他の当事者に損害を与えた場合は、債務不履行、不法行為その他請求原因の如何を問わず、逸失利益を除き、現実には生じた通常の損害の範囲で賠償の責任を負い、予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害及び間接損害についてはその責任を負わない。

(有効期間)

第9条 本覚書は、その締結日に発効し、令和9年3月31日まで有効に存続する。

2 前項にかかわらず、以下のいずれかの事象が発生した場合、本覚書は効力を失うものとする。

- (1) 本件想定ビジネスに関し、当事者間で別途の契約書が締結されたとき
- (2) いずれかの当事者が、本件協業からの脱退の意思を他の当事者に書面で通知したとき
- (3) 全ての当事者が、本件協業の取り止めを書面で合意したとき

(権利義務の譲渡の制限)

第10条 各当事者は、他の当事者の事前の書面による承諾がない限り、本覚書上の権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(準拠法)

第11条 本覚書の準拠法は日本法とする。

(管轄裁判所)

第12条 本覚書に関する紛争については、被告の主たる住所地を管轄する地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

(変更)

第13条 本覚書の規定(別紙を含む)を変更する必要がある場合、当事者間で協議の上、各当事者が署名・押印した書面のみにより変更することができる。

(協議)

第14条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の解釈に疑義が生じた事項については、当事者間で誠意をもって協議し、円満にその解決にあたる。

想定ビジネスモデルの概要

島根県松江市八束町「大根島」を主な実装フィールドとし、各当事者が地域循環型の GX 事業ビジネスモデルの共同検討・事業化を推進する。

島根県松江市八束町「大根島」を主な実装フィールドとし、関係各者が連携して、地域循環型 GX 事業のビジネスモデル検討および事業化を推進する。

主な取り組みは以下の 3 点とする。

- ① 日本庭園由志園株式会社のグループ会社である由志園アグリファーム株式会社が管理・運営する圃場において、三光株式会社のバイオ炭施用による土壌炭素固定と、NTTドコモビジネス株式会社による J-クレジット創出モデルの検討に関すること。
- ② 国立大学法人島根大学による微生物組成、炭素量、環境 DNA 等を活用した土壌診断技術の確立に関すること。
- ③ 日本庭園由志園株式会社によるカーボンオフセット入園券の開発など、環境配慮型の観光サービスを企画に関すること。

本取り組みにより、カーボンファーム（農地の土壌や作物に炭素を貯留し、温室効果ガスを削減すること）を実践し、土壌炭素の増加や生物多様性の回復状況を可視化・発信することで、「ネイチャーポジティブ（自然再興：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること）」を目指し、地域と観光を巻き込んだ持続可能な GX ビジネスモデルを共創します。

本件協業のスケジュール

4 社共同での 取り組み内容	2026 年度		2027 年度	
	上期	下期	上期	下期
J-クレジット創出に向けたモデル検討 (バイオ炭施用による土壌炭素の固定)	バイオ炭クレジット申請	J-クレジット認定(目標)	クレジット創出モデル確立	クレジット創出拡大
大根島黒ボク土の土壌診断技術確立 (微生物組成・炭素量・環境 DNA 等)	一部圃場へのバイオ炭施用	土壌分析結果 対外発表	土壌分析結果 圃場の拡大	土壌分析技術 の確立
クレジットを付加したオフセット商品開発 (観光サービスの企画)	オフセット入園券販売開始	オフセット入場券特典拡大	オフセットツアーの醸成	持続可能な観光モデル化

以上を証するため、本書の原本を4部作成し、各当事者が各4部へ署名の上、それぞれが1部ずつこれを保有する。

2026年5月28日

島根県松江市八束町波入 1260 番地2号
日本庭園由志園株式会社
代表取締役社長

一 栄 脇 門

鳥取県境港市昭和町 5 番地17号
三光株式会社
代表取締役社長

輝 昌 輪 三

島根県松江市西川津町 1060 番地
国立大学法人島根大学
副学長(産学連携・イノベーション担当)
オープンイノベーション推進本部長

松尾浩一

広島県広島市中区大手町 4 丁目 1 番地 8 号
NTTドコモビジネス株式会社
中国支社長

一 浩 尾 松

期

シット

拡大

折技術

立

能な観

ル化

